

霧島市条例第53号

令和4年12月26日

霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号を次のように改める。

(1) 休館日は、毎月第1月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

第6条第2項中「使用許可と同時に」を「使用者は、使用の許可を受けた後、規則で定める日までに」に改める。

別表中「200円」を「240円」に、「100円」を「120円」に、「360円」を「430円」に、「180円」を「210円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。